

民間の生命保険の役割は 公的保障で足りない部分を補うことです

早いもので、東日本大震災から3年が経ちました。あの震災をきっかけに国の遺族基礎年金制度が変わりました。

遺族基礎年金とは、一家の生計の担い手である夫が亡くなったときに、遺族である「子のある妻」か「子」が貰える年金で、年収850万円未満の家庭が対象です。子どもが一人の場合、受取る遺族年金は年額101万2500円です。子どもの数が増えれば人数に応じて加算され、子どもが18歳（障害者なら20歳）になるまで貰えます。その遺族基礎年金が2014年4月から、専業主婦だった妻が亡くなった場合の遺族である「子のある夫」も貰えることとなりました。震災で奥さんに先立たれたお父さんたちがお子さんを抱え、経済的にも非常に苦勞されていることを踏まえてのことです。

公的保障で足りない部分を補うことが民間の生命保険の役割ですから、特に子どもが小さく、これから養育・教育費が掛かるけれど貯蓄が少ないという場合は、生命保険の加入を検討しましょう。

今回変わったのは国民年金を財源とした遺族基礎年金のみで、会社員が上乘せで加入している厚生年金の遺族厚生年金については変更がなく、共働き

の夫婦の場合は、国からの保障は相変わらず手薄いままです。共働きの奥さんが亡くなった場合、遺された夫は遺族厚生年金を貰うことができず。

子どもの世話などで、夫は今と同じように働くことも出来なくなり収入が減る可能性も考えられます。また、夫が契約者の住宅ローンは夫が亡くなった場合、団体信用生命保険でカバーできますが、奥さんが亡くなった場合は、住宅ローンはなくなりません。

遺族年金に加えαの備えが必要かどうかは、各家庭の経済状況や貯蓄額、子どもの年齢などから総合的に判断する必要があります。不安のあまり不必要な保障で保険料を支払いすぎて家計を圧迫する事態になつては本末転倒です。適切な備えで未来に潜む不安やリスクを吹き飛ばしましょう。

私は地元調訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元で貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を過して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅